

いなべ市監査委員告示 第 6 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定に基づき、平成25年度いなべ市北勢町治田財産区定期監査結果報告を次のように公表する。

平成25年10月29日

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

平成 2 5 年 度

いなべ市北勢町治田財産区  
定期監査結果報告書

いなべ市監査委員

い 監 査 第 1 7 7 号  
平成 2 5 年 1 0 月 2 9 日

いなべ市北勢町治田財産区管理者 様

いなべ市北勢町治田財産区議会議長 様

いなべ市監査委員 羽場 恭博

いなべ市監査委員 鈴木 順子

#### 定 期 監 査 の 結 果 に つ い て

地方自治法第 1 9 9 条第 4 項の規定に基づき、平成 2 5 年度定期監査を実施したので、その結果を同条第 9 項の規定により、次のとおり報告します。

## 目 次

1	監査実施年月日及び対象箇所	1
2	監査の種類	1
3	監査の対象	1
4	監査の方法	1
5	監査の主眼	1
6	監査の結果	2

## 1 監査実施年月日及び対象箇所

平成25年10月11日（金）

いなべ市北勢町治田財産区

## 2 監査の種類

地方自治法第199条第4項の規定に基づく定期監査。

## 3 監査の対象

平成25年度の予算に係る財務及び事務事業等を対象とした監査を行った。

## 4 監査の方法

平成25年度の定期監査は所管事務・事務事業の実施状況について、あらかじめ提出を求めた資料に基づき、所属長及び担当職員から配置職員の状況、予算の執行状況、事務事業の管理、運営、契約の関係諸帳簿、証書類などの説明を受ける方法で監査を実施した。

## 5 監査の主眼

予算の執行が的確に効率的に行われ、かつ、事務事業は予算の目的に基づいて行われたか。法令等に従って適正に行われているか。行政全般の運営、住民福祉の増進に最小経費で最大効果をあげるため、組織・運営の合理化が図られ、正確性・有効性が生かされているかなどを主眼とした。

- (1) 予算の執行状況については、収入の処理が適正か、支出は経済的、効果的に行われているか。違法・不当な会計処理はないか。
- (2) 財産の管理状況については、その取得、管理及び処分が適正に行われ、かつ、効率的に運用されているか。
- (3) 物品の管理状況については、その購入、維持管理が適正に行われ、かつ、効率的に活用されているか。
- (4) その他事務事業の執行状況については、計画的、効率的に行われ、所期目的の成果をおさめているか。

## 6 監査の結果

いなべ市北勢町治田財産区会計の予算の執行、経理事務について、関係諸帳簿、書類の照合検査をしたが、概ね良好に事務処理が行われていると認められた。財産区の職員数、業務及び所見は、次のとおりである。

職員数 1名

いなべ市北勢町治田財産区議会の議会運営及び財産区内の財産の保全・管理の業務を行っている。

\* 指摘事項等については、特に述べることはない。